

報道関係者各位

令和3年9月2日

【照会先】

高知労働局職業安定部職業対策課

課長 安田 博人

課長補佐 瀧本 守

雇用援護係長 橋田 泰弘

電話 088-885-6052

まん延防止等重点措置に係る雇用調整助成金の特例について

高知労働局（局長 柳澤 恭仁）は、令和3年8月27日付けで高知県高知市が「まん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）」に定められたことから、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に基づく基本的対処方針に沿った高知県知事による営業時間の短縮等の要請等に協力する店舗等について、雇用調整助成金の助成率を最大10/10に引き上げる特例が適用となることをお知らせします。

1 助成率及び日額上限額の引き上げについて

| | 助成率（解雇等がある場合） | 助成率（解雇等がない場合） | 日額上限額 |
|------|---------------|---------------|-------------------|
| 大企業 | 2/3 ⇒ 4/5 | 3/4 ⇒ 10/10 | 13,500円 ⇒ 15,000円 |
| 中小企業 | 4/5 | 9/10 ⇒ 10/10 | 13,500円 ⇒ 15,000円 |

2 特例の対象となる区域及び期間

| まん延防止等重点措置を実施すべき区域 | まん延防止等重点措置を実施すべき期間 | 特例の対象となる期間 |
|--------------------|---------------------|----------------------|
| 高知市 | 令和3年8月27日～令和3年9月12日 | 令和3年8月27日～令和3年9月30日※ |

※今後、関係省令の改正により令和3年10月1日から令和3年10月31日までの期間においても、引き続き特例措置の対象となる予定です。

3 対象となる休業等

特例の対象となる区域内（高知市）で事業を行う飲食店等の事業者が、知事の要請等を受けて、休業、営業時間の短縮、収容率・人数上限の制限、飲食物の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力し、当該区域内の要請等の対象となる施設において、その雇用する労働者の休業等を行った場合

注：施設において催物（イベント等）を開催した（又は予定していたが開催できなくなった）事業者には雇用される労働者（開催縮小等がなされる催物に従事する労働者）について休業等を行った場合も含まれます。

4 留意事項

特例の対象となる区域などの最新情報は、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

注：今回の指定については近日中にホームページ改修の予定です。

5 お問い合わせ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00（土日・祝日含む）

(事業主の方へ)

令和3年5月から9月までの 雇用調整助成金の特例措置等について



判定基礎期間の初日が**令和3年5月1日以降**の場合の
支給申請様式が変更されております。**厚生労働省HPに**
掲載している最新の様式をご提出ください。

延長について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和3年7月31日**までを期限に
雇用調整助成金の特例措置を講じてきたところですが、

この特例措置を9月30日まで延長いたします。

特例措置の内容

| 判定基礎期間の初日 | | ～4月末 | 5月～9月 | |
|-----------|---------------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 中小企業 | 原則的な措置 【全国】 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (9/10) 13,500円 ① | |
| | 業況特例 (※1) 【全国】 | - | 4/5 (10/10) 15,000円 ② | |
| | 地域に 係る特例 (※2) | 緊急事態宣言 | - | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| | | まん延防止等 重点措置 | - | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| 大企業 | 原則的な措置 【全国】 | 2/3 (3/4) 15,000円 | 2/3 (3/4) 13,500円 ① | |
| | 業況特例 (※1) 【全国】 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (10/10) 15,000円 ② | |
| | 地域に 係る特例 (※2) | 緊急事態宣言 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |
| | | まん延防止等 重点措置 | 4/5 (10/10) 15,000円 | 4/5 (10/10) 15,000円 ② |

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

①は令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」の要件により適用する助成率を判断しています。

②は令和3年1月8日から判定基礎期間の末日までの解雇等の有無により適用する助成率を判断しています。

○雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。



※ 1 ・ ※ 2 に該当する事業主の方へ

※ 1 業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

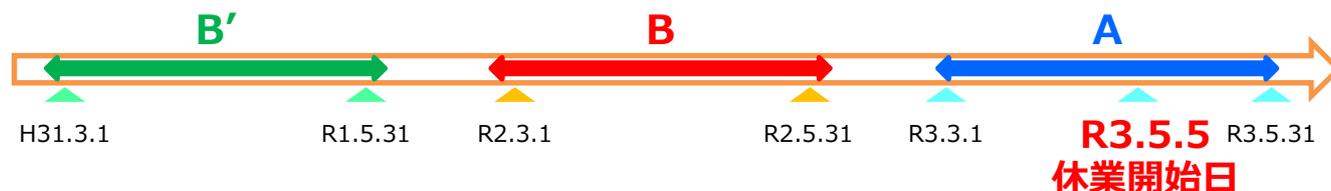
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、**Aが30%以上減少**している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、**前年同期**または**前々年同期**の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和3年5月から休業を実施した場合



【対象となる休業等】

令和3年1月8日から9月末まで(※)の休業等（短時間休業を含む）

(※) 中小企業は5月1日から9月末まで（4月末までは本特例を受けずに同様の助成が受けられます。）

※ 2 地域に係る特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短時間休業を含む）



厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



まん延防止等重点措置

措置区域：高知市

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う高知市及び県全域を対象とする追加の協力要請

期間

令和3年8月27日（金）～9月12日（日）

飲食店等の事業者の皆さまへの協力要請 【高知市】

営業時間短縮の協力要請（※全日の協力が必要）

- 実施期間：令和3年8月27日（金）～9月12日（日）
- 要請内容：営業は**午前5時～午後8時**までとしてください。
酒類の提供を行わないでください。
カラオケ設備の利用を自粛（カラオケボックスは除く）
してください。
- 対象施設：①**飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など
（宅配・テイクアウトを除く）
②**旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③**カラオケボックス、ライブハウス**

大型商業施設※の管理者の皆さまへの協力要請【高知市】

- 混雑が生じるような場合には、入場者が密集しないよう整理・誘導を行ってください。
- 人と人との**間隔を2 m以上は確保**できるよう、入場者数の管理や人数制限等を行ってください。

※1,000㎡を超える百貨店（地下の食品売り場等）、スーパーマーケット等の物品販売業を営む店舗

イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請【県全域】

- イベント開催時の人数上限は、**5,000人**としてください。

※イベント開催時の施設の収容率は、大声での歓声等がないイベントは100%以内、大声での歓声等があるイベントは50%以内としてください。

〔（注）全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントについては、県に事前に相談してください。〕

県民の皆さまへの協力要請【高知市】

- **同居家族以外との会食を控えてください。**

県民の皆さまへの協力要請【県全域】

- 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。
- 特に、**高知市をまたぐ不要不急の往来は控えて**ください。
- 外出する場合は、家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください（混雑した場所等への外出機会を半減）。

事業者（全般）の皆さまへの協力要請【県全域】

- **出勤者数の7割削減を目指して**、テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務をより一層推進してください。

県の主な対策

1 県主催イベントについて【県全域】

- **県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直**します。

2 県立学校について

- 学校活動

- ・ **一斉休業は実施しません。**
- ・ **感染リスク低減のため、始業時間を1時間程度遅らせます。**

下校時間についても各校の状況に応じて設定します。

※特別支援学校については各校の状況により判断

- 部活動

- ・ **原則として活動を中止**します。

3 県立施設等

- **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市の県立の屋内施設等**は、原則、**休館**とします（香南市の「のいち動物公園」は9/3まで休館）。（別添）
- 高知市の管理施設等にも同様の措置をとるよう要請します。

（高知市に所在する県立学校、高知市からの通学生徒が過半数を超える県立学校4校（高知東工業、岡豊、伊野商業、高知海洋）（高等学校14校、中学校2校、特別支援学校7校(分校含む)）

(別添)

県立施設等における対応

| 施設名 | 対応 | 期間 |
|----------|--|---------------------|
| 高知城 | 休館 | 8月21日～9月 <u>12日</u> |
| 高知城歴史博物館 | 休館 | 8月21日～9月 <u>12日</u> |
| 坂本龍馬記念館 | 休館 | 8月21日～9月 <u>12日</u> |
| こうち旅広場 | 休館 | 8月21日～9月 <u>12日</u> |
| 牧野植物園 | 本館、展示館、土佐寒蘭センターは休止 ※レストラン、カフェ、ショップは営業 | 8月20日～9月 <u>12日</u> |
| のいち動物公園 | ジャングルミュージアム、どうぶつ科学館は休止 | 8月20日～9月3日 |

「非常事態」

感染が急拡大している高知市、南国市、香南市の3市を対象とする追加の協力要請

高知市、南国市、香南市にお住まいの皆さまへ（8/20～9/3）

1 外出について

- 昼夜を問わず**不要不急の外出を自粛**してください。

2 会食について

- **同居家族以外との会食を控えて**ください。

高知市、南国市、香南市の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和3年8月21日（土）～9月3日（金）
- 要請内容：営業は**午前5時～午後8時**まで、酒類提供は**午後7時**までとしてください。
- 対象施設：①**飲食店** 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブ、料理店、喫茶店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
②**旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、**飲食提供の場**に限る）
③**カラオケボックス、ライブハウス**

「非常事態」

県の主な対策（8/20～9/3）

1 県主催イベントについて

- 高知市、南国市、香南市で実施する**県主催の集客イベント**は、原則、**中止・延期**又は**開催方法を見直**します。

2 県立学校について

※高知市、南国市、香南市に所在する県立学校及び当該地域から通学する生徒が過半数の県立学校3校（山田、伊野商業、高知海洋）、全ての県立特別支援学校

- 学校活動
 - ・**一斉休業は実施しません。**
 - ・**学校行事、対外的活動は、中止・延期又は内容を見直**します。
- 部活動
 - ・**夏季休業中及び土日等の活動を中止**とします。
 - ・**平日は、校長の判断により1時間程度の活動を可能**とします。

3 県立施設等

- **観光客など多数の集客が見込まれる、高知市、南国市、香南市**の県立の**屋内施設等**は、原則、**休館**とします。（別添）
- 高知市、南国市、香南市の管理施設等にも同様の措置をとるよう要請します。

(別添)

県立施設等における対応

| 施設名 | 対応 | 期間 |
|----------|--|------------|
| 高知城 | 休館 | 8月21日～9月3日 |
| 高知城歴史博物館 | 休館 | 8月21日～9月3日 |
| 坂本龍馬記念館 | 休館 | 8月21日～9月3日 |
| こうち旅広場 | 休館 | 8月21日～9月3日 |
| 牧野植物園 | 本館、展示館、土佐寒蘭センターは休止 ※レストラン、カフェ、ショップは営業 | 8月20日～9月3日 |
| のいち動物公園 | ジャングルミュージアム、どうぶつ科学館は休止 | 8月20日～9月3日 |

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い

「感染症対応の目安」におけるステージ：**非常事態（紫）**（令和3年8月19日時点）

8月20日からのお願い（9月3日まで）

○県内においても、より感染力が強いとされる「**デルタ株**」による感染が広がっています。

・これまで以上に**基本的な感染防止策の徹底**をお願いします。

- (1) マスクの着用、3密の回避等を徹底してください。
- (2) 特に屋内でのスポーツの場などにおいては、更衣室等を含めた十分な換気や手指消毒、共用部分の消毒などをこまめに行ってください。
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。

・特に、**2回のワクチン接種を終えられていない方は、会食や旅行等により、同居の家族や普段から接している仲間以外の方と接触することを極力控えていただくようお願いいたします。**

○事業者の皆さまへ

- (1) ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いいたします。
- (2) 特に、酒類を提供する飲食店やスポーツ施設の管理者の皆さまは、ガイドラインの遵守をお願いします。

1 会食について

- (1) **人数は「4人以下のグループ」で、時間は「2時間以内」**にしてくださいようお願いいたします。
- (2) **会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。**
- (3) 特に、飲酒の場などでの「**献杯・返杯**」や「**大声での会話**」、「**マスクを外してのカラオケ**」など、**感染リスクの高い行動は、控えるようお願いいたします。**

2 外出について 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。

3 他県との往来について

- (1) **「緊急事態宣言の対象地域」及び「まん延防止等重点措置の対象地域」など、感染拡大地域との往来は、極力控えていただくようお願いいたします。**
- (2) 旅行の際は、感染状況が落ち着いている地域を選び、混雑しない時期に、普段から接している仲間と楽しむようにしてください。
- (3) 他県へ移動する際は、会食時の対応を含め移動先の都道府県知事が出している要請やメッセージに沿って行動してください。
- (4) そうした対応が難しい場合には、旅行などでの移動は、慎重に検討してください。
- (5) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

4 イベント等について 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- (1) 人数の上限
・大声での歓声や声援等が想定されないイベント等（クラシック音楽コンサート、式典、展示会等）：収容率 100%
・大声での歓声や声援等が想定されるイベント等（ロック・ポップコンサート、スポーツイベント等）：収容率 50%
（5名以内の同一グループでは座席等の間隔を設けなくてもよい。その場合、収容率が50%を超えても可。）
- (2) 全国的な移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催については、事前に県に相談してください。

5 県立施設等について 観光客など多数の集客が見込まれる、高知市、南国市、香南市の県立の屋内施設等は、原則、休館します。

高知県における新型コロナウイルス感染症対応の目安 (令和3年8月26日時点)

| 判断指標 ※1 | ステージ | 感染観察 (緑) | 注意 (黄) | 警戒 (オレンジ) | 特別警戒 (赤) | 非常事態 (紫) |
|------------|--------------|---|------------------|---------------------------------------|------------------------------|------------------------|
| | 直近7日間の新規感染者数 | 0～3人 | 4人以上 | 14人以上 | 105人以上 | 175人以上 |
| | 最大確保病床の占有率 | 10%未満 | | 10%以上 | 20%以上 | 50%以上 |
| 対応方針 | 共通事項 | <ul style="list-style-type: none"> □ 「新しい生活様式」等の実践 (例) ・身体的距離 (1～2m) の確保 ・マスクの着用 ・手洗いや手指消毒 ・咳エチケット ・こまめに換気 ・公共交通機関では会話は控えめに ・食事は大皿は避けて料理は個々に ・大声での会話や「献杯・返杯」は避けて ・テレワークやローテーション勤務 ・オンライン会議の推奨 □ 各店舗における適切な感染対策の徹底 | | | | |
| | 国の分科会のステージ区分 | Ⅰ 散発的発生 | | Ⅱ 漸増 | Ⅲ 急増 | Ⅳ 爆発的拡大 |
| | 外出 | 「3密」の徹底回避 | | ガイドラインが遵守されていない酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施 | 夜間や酒類を提供する飲食店への外出自粛の検討・実施 | 昼夜を問わない不要不急の外出自粛の検討・実施 |
| | 休業等の要請 | — | | — | 一定の業種 ※2 の休業、営業時間短縮の要請の検討・実施 | |
| | 会食 | (共通事項に留意) | 可能な範囲で規模縮小・時間短縮を | 小規模グループかつ短時間で | 家族以外での会食を控える | |
| | イベント等 | (国の基本的対処方針、ガイドライン等に基づき対応) | | | 開催・参加の再検討 | 開催・参加自粛 |
| | 県立学校 | 各福祉保健所管内の感染状況等を踏まえて判断 ※3 | | | | |
| | 県立施設 | 開館 | | 屋内施設の休館を検討 | | 休館 |
| | 他県との往来 | 全国の感染状況と感染拡大のリスク等を踏まえて判断 | | | | |

※1 判断指標については、①全療養者数 (特別警戒：140人以上)、②最大確保病床の占有率、③入院率、④直近7日間の新規感染者数、⑤感染経路不明割合 (特別警戒：50%)、⑥PCR陽性率 (特別警戒：5%以上) の6つの指標や入院中の重症者数等も考慮し、ステージを総合的に判断する。

また、患者の発生が一部の地域に限定される場合は、当該地域のみを「注意」「警戒」とするなど、地域の実情に応じて柔軟に判断することがある。

※2 休業等を要請する「一定の業種」については、県内の感染事例や国の基本的対処方針等を考慮して決定するものとする。

※3 県立学校については、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づき、福祉保健所管内の感染状況等を踏まえた県教育委員会独自の基準に基づき、休業等を判断するものとする。